



## どのような内容？

- ・ 22年3月末で期限を迎える「緊急保証」は、新しく「景気対応緊急保証」に生まれ変わり、引き続き22年4月以降もご利用できます。
- ・ 例外業種を除き、原則として全業種の中小企業を対象とします。
- ・ 市区町村による対象中小企業の認定方法が改善されます。
  - 2年前と比較して売上等が減少している中小企業も対象となります。
  - 対象業種の指定方法を変更し、市区町村の認定を簡便化します。

### 【景気対応緊急保証制度の概要】

- 対象企業 : 指定された業種に属し、売上等の減少について市区町村長の認定を受けた中小企業。
- 保証限度額 : 無担保8,000万円、担保付2億円  
(なお、借り手の状況によっては、8,000万円を超える無担保保証にも対応)
- 保証割合 : 保証協会100%
- 保証期間 : 10年以内(据置期間は2年以内)
- 保証料率 : 0.8%以下



## どこに、問い合わせるの？

まずは、お近くの金融機関、お近くの信用保証協会、経済産業局等へお尋ねください。

※保証協会又は金融機関などによる審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

☆返済猶予など貸付条件の変更についても、ご相談ください。

◆信用保証協会連絡先一覧 <http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

◆経済産業局お問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部中小企業課

TEL 011-709-1783(直)

関東経済産業局 産業部中小企業金融課

TEL 048-600-0425(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課

TEL 06-6966-6024(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課

TEL 087-811-8529(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

TEL 098-866-1755(直)

東北経済産業局 産業部中小企業課

TEL 022-221-4922(直)

中部経済産業局 産業部中小企業課

TEL 052-951-2748(直)

中国経済産業局 産業部中小企業課

TEL 082-224-5661(直)

九州経済産業局 産業部中小企業課

TEL 092-482-5448(直)

◆中小企業庁お問い合わせ先

TEL 03-3501-6280(直)

## 各種融資制度の情報は？

このほかにもセーフティーネット貸付などの各融資制度がございます。  
下記の金融機関のHPもご覧ください。

株式会社日本政策金融公庫

<http://www.jfc.go.jp/>

株式会社商工組合中央金庫

<http://www.shokochukin.co.jp/>

沖縄振興開発金融公庫

<http://www.okinawakouko.go.jp/>